

小児慢性特定疾病医療費助成制度における指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができるのは、知事の指定を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関（以下、指定医療機関。）が行う医療に限ります。

指定医療機関の指定を受けるためには、県への申請が必要になりますので、必要な手続をお願いします。

指定医療機関の新規指定申請手続方法

県ホームページから「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」をダウンロードし、記入例を参考に申請書へ御記入の上、下記の提出先まで提出してください。（電子申請も可能となりました。）指定後、岩手県から申請者に指定通知書を送付します。

【新規指定申請に関する留意事項】

- ・ 指定を受ける医療機関等は以下の要件を満たしている必要があります。
 - ①保険医療機関、保険薬局、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者のいずれかであること。
 - ②法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面下部に記載）に該当していないこと。
- ・ 指定を受ける医療機関等の所在地が盛岡市の場合は、盛岡市に申請願います。
- ・ 指定は、原則申請日の属する月の翌月を初日とします。ただし、月の初日に申請があった場合はその日の属する月からとします。また、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局、指定訪問看護事業者の指定日と同日とします。いずれも指定の終期は指定から6年を越えない12月31日とします。
- ・ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等は岩手県がホームページに公示します。

★ 指定医療機関に関するその他の手続

【変更届による手続が必要な場合】

- ・ 医療機関の名称変更
- ・ 開設者の住居変更
- ・ 開設者に変更は生じないが、医療機関コードに変更が生じた場合

【廃止届による手続が必要な場合】

- ・ 医療機関が診療もしくは業務の全部を停止する場合
- ・ 開設者が変更した場合

【指定の更新手続について】

指定の更新をする場合は、指定期間の終期までに更新の手続が必要です。更新の時期になりましたら、当室から別途お知らせします。

上記以外に申請についてご不明な点等ありましたら、当室までご連絡ください。

【問合せ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成担当

☎019-629-5456 / ✉AD0007-3@pref.iwate.jp / FAX019-629-5464

